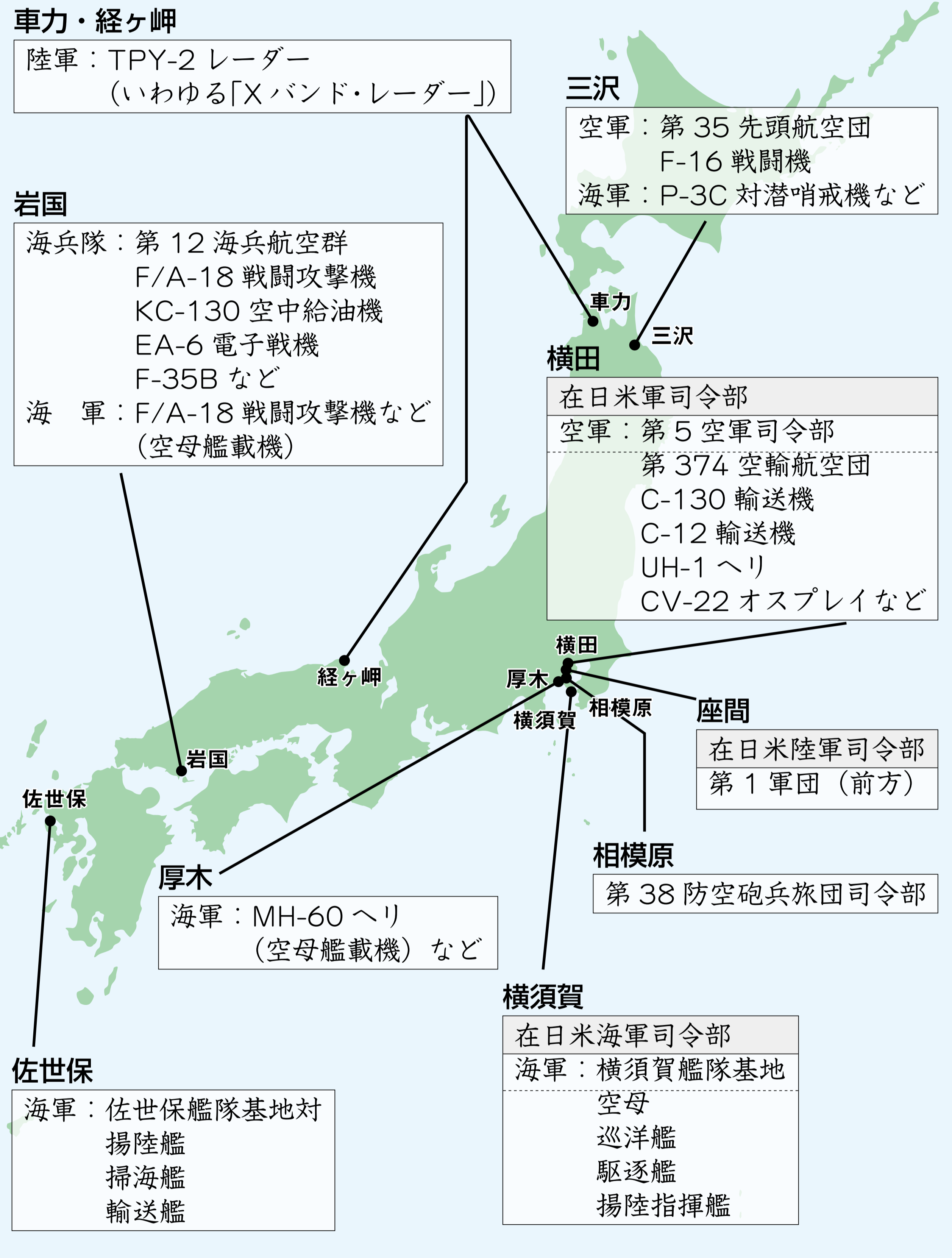


# Q

# なぜ、日本に米軍基地があるのか…？

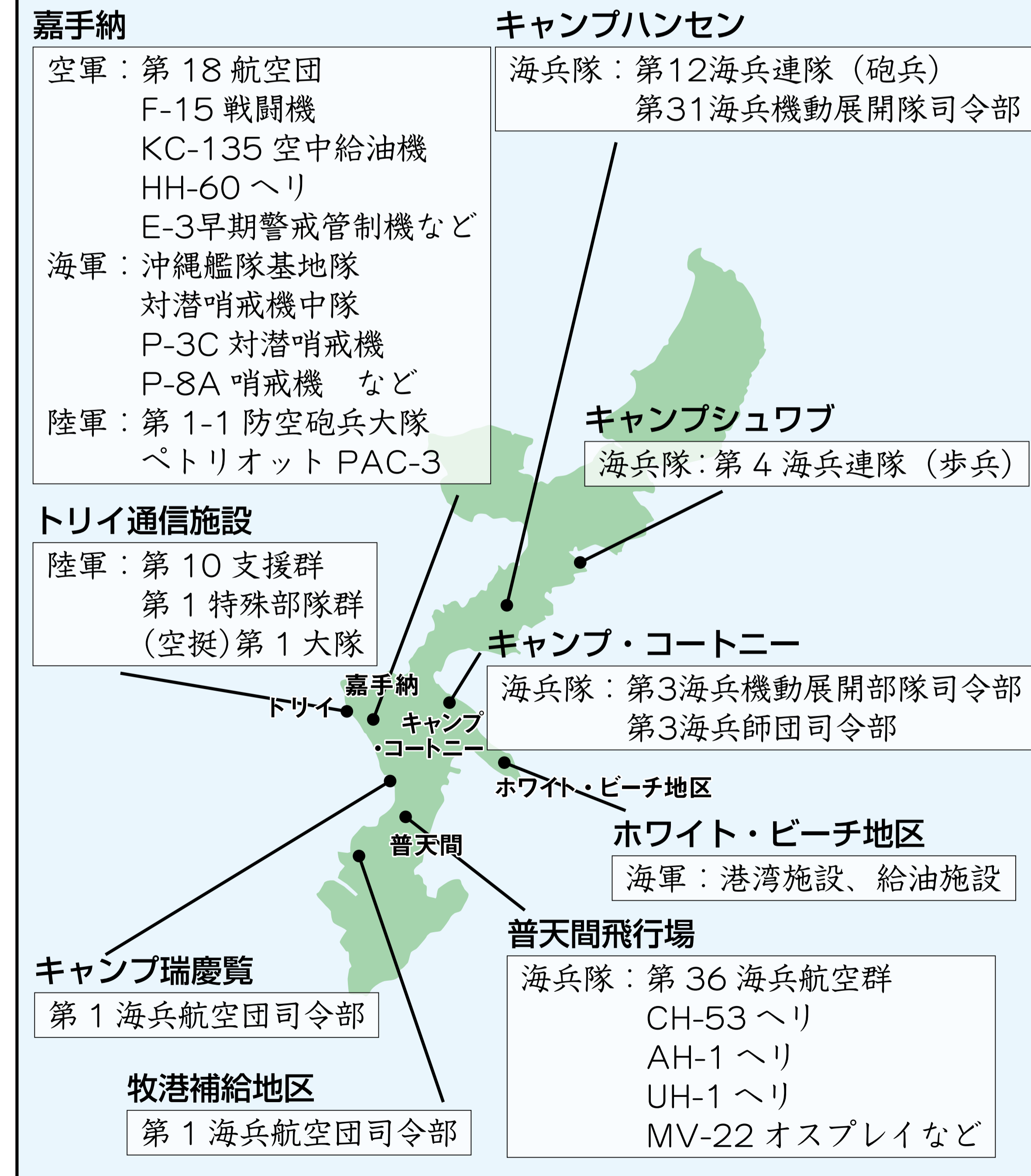
## 主な在日米軍兵力の現況（本土）



埼玉県内にも、米軍横田基地（東京）と対をなす米軍所沢通信基地（所沢）、米軍大和田通信所（新座）がおかれています。

「(米軍は) 日本国内の施設及び区域の使用を許される」とうたった日米地位協定第2条第1項(a)が根拠になっています。協定には具体的な場所などの明示がなく、米軍が望めば、どこにでも基地を設けることができます(全土基地方式)。

## 主な在日米軍兵力の現況（沖縄）



## 基地提供をめぐる日本政府の考え方

- 米軍は、日本国内のどこにでも基地の提供を求める権利がある
- 日本側は、それらの要求にすべて応じる義務はないが、合理的な理由がなければ拒否できない
- 安保条約は「日米間に基本的な意見の一致があることを前提に成り立っている」ので、日本側が拒否することはありえない

外務省

\*ジョン・フォスター・ダレス国務長官特別顧問の主張「我々が望むだけの軍隊を、望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利」がある

ダレス

## \*日米地位協定第2条のポイント

- 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。
- 米側が管理している施設・区域を日本側が一時的に使用できる。米側が自衛隊基地や民間施設などを一時的に使用できる。

# 米軍は、日本のどこにでも基地の提供を求める権利がある

# Q なぜ、米軍は日本の法律を守らないの…?



わがもの顔で公道を走る米軍車両



米軍所沢通信基地への土砂搬入



CV22 オスプレイの夜間飛行

外務省は、米軍が日本の法令の適用除外になっていることについて、「一般国際法」を根拠にしていました。しかし、沖縄県が各国を調査した結果、他国では米軍はその国の国内法を順守しているこ

とが明らかになりました。その後、外務省は、「一般に」と言い換えましたが、国内法適用除外をつづけています。

(下欄「外務省のホームページ『Q&A』」参照)

## こんなにある特例法 (地位協定関係国内諸法)

国有財産管理法／土地軍用特別措置法／公衆電気通信法等特例法／電波法特例法／水先法特例法／航空法特例法／道路運送法特例法／国税等臨時特例法／たばこ専売法臨時特例法／国税犯取締臨時特例法／所得税法等臨時特例法／地方税法臨時特例法／刑事特別法／民事特別法／郵便法特例法／特別損失補償法／漁業操業制限法

## 外務省のホームページ「Q&A」

### 問4：米軍には日本の法律が適用されないのですか。

(以前の回答) 一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されず、このことは、日本に駐留する米軍についても同様です。

(現在の回答) 一般に、受入国の同意を得て当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑み、その滞在目的の範囲内で行う公務について、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられています。

## 他国と比べてみると…

### ●日本 (日米地位協定)

第3条で米軍に排他的管理権を認め、日本側による施設・区域内への立入り権は明記なし

### ●ドイツ (ボン補足協定)

署名議定書において、ドイツ連邦、州、地方自治体の立入り権を明記、緊急の場合や危険が差し迫っている場合は事前通告なしの立入りも認められている

### ●イタリア (モデル実務取極)

米軍が使用する基地もイタリア司令部の下に置かれ、イタリア司令官は基地の全ての区域にいかなる制約を設けずに自由に立ち入ることが可能

### ●イギリス

1951年に英空軍から米空軍に基地の管理責任を移行する際の条件として、基地の占有権は引き続き英国側が持つことや基地に英空軍の司令官を置くことなどを規程

## 日米地位協定第3条のポイント

- 米軍は日本国内の施設・区域内で、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。
- 日本国政府は、合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執る。

# そこらじゅうに米軍特権…日本の法令は適用されない

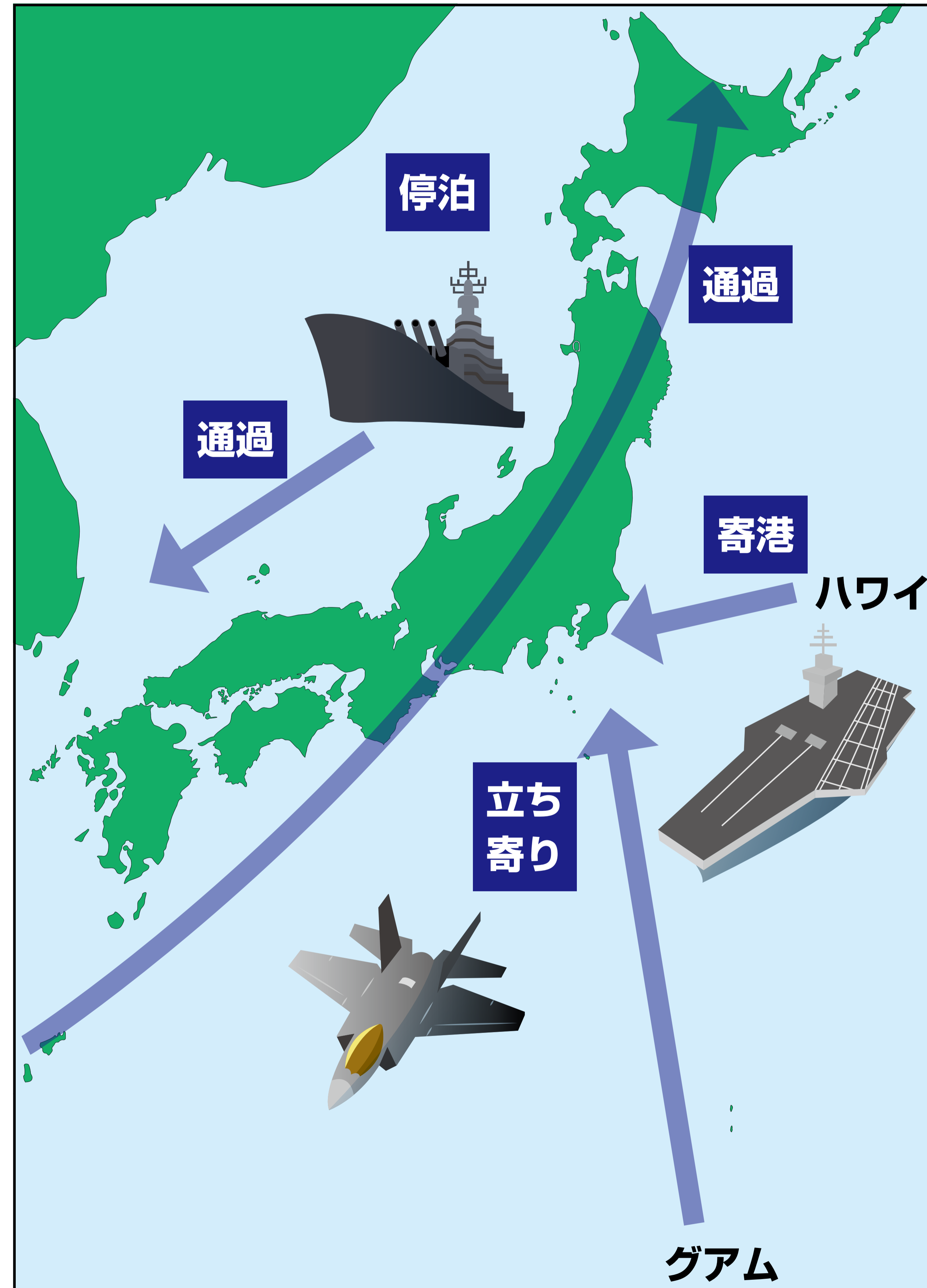
# Q なぜ、「在日米軍」以外も適用対象に…?

日米地位協定では、「合衆国軍隊の構成員」とは、「日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう」とあります。

このため、日本国内に常駐する「在日米軍」だけでなく、日本に立ち寄りたり、日本の領海・領空を通過中の米軍も対象になります。

## 日米地位協定第1条のポイント

「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。



## 適用されると…

日本の領海を航行中の米艦船が、日本の漁船に衝突し、沈めたとしても、公務中なら「在日米軍」同様、地位協定の適用対象となり、責任を問われることはありません。

同様に、訓練途中に、日本国内の米軍基地に立ち寄った米兵が、事件や事故を起こしても、公務中なら罪に問われることはありません。

## 公務執行中とは（日米合同員会議事録）

「米軍人・軍属が起訴された場合において、その起訴された罪がもし被告人により犯されたとするならば、その罪が公務執行中の作為又は不作為から生じたものである旨を記載した証明書でその指揮官又は指揮官に代わるべき者が発行したものは、反証のない限り刑事手続のいかなる段階においてもその事実の十分な証拠となる」（外務省機密文書「日米地位協定の考え方増補版」より）



# 寄港、立ち寄り、通過の米軍にも特権が…

# Q なぜ、米軍機が埼玉上空を飛ぶの…?



CV22 オスプレイ



A10 地上攻撃機



C130 輸送機



FA18 ホーネット



F22 ラプター



グローバルホーク

埼玉上空を頻繁に米軍機が飛んでいます。最近では早朝深夜はおろか、休日ですえ、お構いなしです。飛んでいる機種も、これまでのC130輸送機に加えてCV22オ

スプレイやグローバルホーク、米軍三沢基地所属のF16や在韓米軍所属のA10地上攻撃機なども飛んでおり、埼玉上空は演習場と化しています。

## 航空法の適用除外を定めたもの

「耐空証明」(11条)、「業務範囲」(28条)、「計器飛行証明及び操縦教育証明」(34条の2)、「飛行場または航空保安施設の設置」(38条)、「外国航空機の航行」(126条)、「外国航空機の国内使用」(127条)、「軍需品輸送の禁止」(128条)

●第6章「航空機の運航」は丸ごと適用除外!

「国籍等の表示」(57条)、「航空機の航行の安全を確保するための装置」(60条)、「航空機の運航の状況を記録するための装置」(61条)、「航空機の灯火」(64条)、「酒精飲料等」(70条)、「報告の義務」(76条)、「離着陸の場所」(79条)、「飛行の禁止区域」(80条)、「最低安全高度」(81条)、「巡航高度」(82条)、「航空交通管制圏等における速度の制限」(82条の2)、「特別な方式に航行」(83条の2)、「編隊飛行」(84条)、「粗暴な操縦の禁止」(85条)、「爆発物等の輸送禁止」(86条)、「無操縦者航空機」(87条)、「物件の曳航」(88条)、「物件の投下」(89条)、「落下傘降下」(90条)、「曲技飛行等」(91条)など

## 「可能な限り」「最小限」など乱発 抜け穴だらけの日米合同委員会合意

日米合同委員会合意及び議事録骨子

日本国における新たな航空機 (MV-22)

(米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用)

- 米政府は、騒音規制措置に関する日米合同委員会合意を引き続き**遵守する意図を有する**。
- 米政府は、周辺コミュニティへの影響が**最小限になるよう**飛行経路を設定する。この目的のため、進入及び出発経路は、**できる限り**学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定する。また、移動の際には、**可能な限り**水上を飛行する。
- 22時から6時までの間、飛行及び地上での活動は運用上必要と考えられるものに**制限される**。夜間訓練飛行は、任務達成又は練度維持に必要な**最小限に制限し、できる限り**早く終了させるよう**最大限の努力**を払う。米政府は、シミュレーターの使用等により、夜間飛行訓練が普天間飛行場の周辺コミュニティに与える影響を**最小限**にする。
- 普天間飛行場における離発着の際、**基本的に**、既存の固定翼機及び回転翼機の場合周経路等を使用する。運用上**必要な場合を除き**、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードでの飛行時間を**できる限り**限定する。



国内法の適用により、ドイッでは米軍機の低空飛行時間が激減している。

# 危険がいっぱい！埼玉の空、日本の空

# Q なぜ、米軍はコロナ禍でも自由に出入り…

米軍関係者は日本への出入国の際、パスポートもビザも不要。日本の出入国管理事務所を通ることなく、自由に出入りできます。このため日本政府は、米軍関係者の数を正確に把握することができず、市町村も基地の外で暮らす米兵たちの人数を把握することができません。

横田基地から入国したバイデン大統領を送迎する米大統領専用ヘリ「マリーンワン」



ピストル、麻薬、外来種、病気…持ち込み自由

日本の検疫を受けることなく入国できるので、日本の法令で禁止されているピストル、麻薬などが持ち込まれても、日本の司法当局は関与できませんし、感染症などの持ち込みを防ぐ手立てがありません。

## 日米地位協定第9条のポイント

- 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。

## コロナ禍のもとでも連日チャーター機が

コロナ感染急増期、海外からの日本への出入国が禁止されたときも、米軍のチャーター機が連日のように、在日米軍基地に出入りしていました。いったん、日本に入ってしまった米兵たちは、国内を自由に移動することが許されています。在日米軍基地が集中する沖縄県で、コロナ感染者数が多い要因に、米軍の存在があることが指摘されています。

米軍横田基地コロナ感染者累計人数

(横田基地コミュニティ・駐留軍等労働者) 2021年7月～22年6月



米原子力空母内でコロナ感染が拡大



連日のようにチャーター機が日本に出入り

パスポートもビザもなく、日本の検疫もパス

# Q なぜ、米兵は罪を犯しても捕まらない…？



あとをたたない米軍関係の事件・事故



## 2021年刑法犯の起訴状況(全国)

| 罪名                  | 起訴 | 不起訴 | 起訴率   |
|---------------------|----|-----|-------|
| 公務執行妨害              | 1  | 1   | 50%   |
| 住居侵入                | 2  | 7   | 22.2% |
| 強制わいせつ              | 1  | 1   | 50%   |
| 強制性交                | 2  | 9   | 18.2% |
| 殺人                  | 0  | 1   | 0%    |
| 傷害                  | 0  | 9   | 0%    |
| 暴行                  | 0  | 3   | 0%    |
| 自動車による過失致死傷・過失運転致死傷 | 26 | 138 | 15.9% |
| その他の業務上(重)過失致死傷     | 0  | 1   | 0%    |
| 窃盗                  | 1  | 32  | 3%    |
| 横領                  | 0  | 2   | 0%    |
| 毀棄隠匿                | 1  | 4   | 20%   |
| その他                 | 1  | 2   | 33.3% |
| 刑法犯全体               | 35 | 210 | 14.3% |
| 一般刑法犯全体             | 9  | 71  | 11.3% |

※検察統計報告第6号『令和3年合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調』から作成

米軍の事故や事件、犯罪は、「公務中」の場合は、米側が第一次裁判権を持ち、身柄も米側に引き渡されます。「公務外」の場合は、日本側に第一次裁判権があるとされていますが、米側が先に身柄を確保した場合は、日本側が起訴するまで身柄は米側に留め置かれたままになります。

しかも、第一次裁判権は「日本国にとって著しく重要」な事件に限られているため、「公務外」の犯罪も8割が不起訴処分になっています。(裁判権密約)

## 埼玉でも…ロングプリー事件

1958年9月7日、米軍ジョンソン基地(当時、現在の航空自衛隊入間基地)で、警戒監視の任務にあっていたロングプリー3等兵(当時19歳)が、同基地内を通過する西武線電車に向けて発砲。武蔵野音楽大の男子学生(当時22歳)を死亡させる事件が発生。「公務外」として、浦和地裁(現・さいたま地裁)で裁かれましたが、殺人罪ではなく、業務上過失致死罪で禁固10か月という軽い判決でした。

## 食事もこんなにちがう

横須賀刑務所の献立(3月23~25日)

|         | 米軍関係受刑者  | 日本人受刑者                |
|---------|--|-----------------------|
| 3月23日 朝 | フルーツ、スクランブルエッグ、ソーセージパティ、パンケーキ、ファリーナ                            | しらすおろし、ふりかけ、沢庵漬、味噌汁   |
| 3月23日 昼 | ステーキ、ボイルドライス、サカタッシュ、セロリ&アップル、スイートポテト                           | ケチャップ炒め、炒り豆腐、キャベツ塩もみ  |
| 3月23日 夕 | チキンベジタブルスープ、ポットロースト&グレービー、ボイルドライス、グリーンピース、ペアーゼロー、チョコレートチップクッキー | チキンカレー、グリーンサラダ、福神漬    |
| 3月24日 朝 | フルーツ、スクランブルエッグ、ビーフパティ、フレンチトースト、シリアル                            | 鯉フレーク缶、昆布佃煮、白菜漬、味噌汁   |
| 3月24日 昼 | スパゲティ、ポテト、ボイルドキャロット、ピーツ&オニオン                                   | 卵の花炒り煮、チキンサラダ         |
| 3月24日 夕 | ビーフスンドルスープ、ベッパースターキ、シーズンドゥッキャベツ、スライストマト、パインアップルアップサイドダウンケーキ    | まぜめし、煮浸し、豚汁、刻み生姜      |
| 3月25日 朝 | フルーツ、ブレインオムレツ、ベーコンスライス、オートミール、トースト                             | いか塩辛、たいみそ、大根漬、味噌汁     |
| 3月25日 昼 | ハンバーガー、ボイルドスライス、ズッキーニ、マカロニサラダ、ブrouニーズ                          | 豚肉のキムチ炒め、ほうれん草胡麻和え、柴漬 |
| 3月25日 夕 | ポテトスープ、バーベキューリブ、スピニッシュ、コーン、ポテトサラダ、アップルパイ                       | ビーフシチュー、カボチャサラダ、沢庵漬   |

(注)原則として主食が別に出される  
日本共産党の井上哲士参院議員に法務省が提出した資料から作成

## 日米地位協定第17条のポイント

- 米軍関係者の「公務中」の犯罪は米軍が、「公務外」は日本側が第一次裁判権を持つ。
- 日本側が裁判権を持つ場合でも、被疑者の身柄が米側にあるときは、日本が起訴するまで米側が身柄を拘束。

# 日本は密約で、第一次裁判権を放棄している

Q

# なぜ、米国は損害賠償をしない...の埼玉の



米軍ヘリ墜落事故（2017年10月11日、高江）



高江の米軍ヘリ墜落現場

2017年10月11日、沖縄県東村高江に米軍ヘリが墜落した事故では、米軍は現場を封鎖し、破損した機体をはじめ、現場の土（牧草用に丹念につ



「琉球新報」（2020年9月28日）

くりあげた土壌）をも持ち去りました。事件は結局、被疑者不詳のため、裁判にもならず、米軍からの謝罪も補償もないまま終結しました。

「米軍機の爆音がうるさい」と住民が裁判を起こして勝訴しても、米軍は損害賠償金を支払いません。「公務中」の米軍が墜落事故などを起こした場合、賠償額の75%を米国が負担することになっています。しかし、米側が払わないため、結局は日本国民の税金を使って、日本政府が肩代わりさせられています。



## 税金で肩代わりなぜ



## 地位協定見直し泣き寝入りなくせ

米軍関係者による「公務中」の事件・事故に伴う損害賠償額は、米側が75%負担、日本側が25%負担。「公務外」の場合、米側が慰謝料を支払うが、支払いの有無は米側が決定する。



## どこに訴えればいいのか



## 当初未公表 逮捕なし 対応窓口もなく

「東京新聞」（2019年10月13日）

「東京新聞」（2019年10月13日）

### 日米地位協定第18条のポイント

- 米軍関係者による「公務中」の事件・事故に伴う損害賠償額は、米側が75%負担、日本側が25%負担。
- 「公務外」の場合、米側が慰謝料を支払うが、支払いの有無は米側が決定する。

# 結局は、日本国民の税金を使って、日本政府が肩代わり





# Q なぜ、どこで米軍優位の取り決めが済んだの？

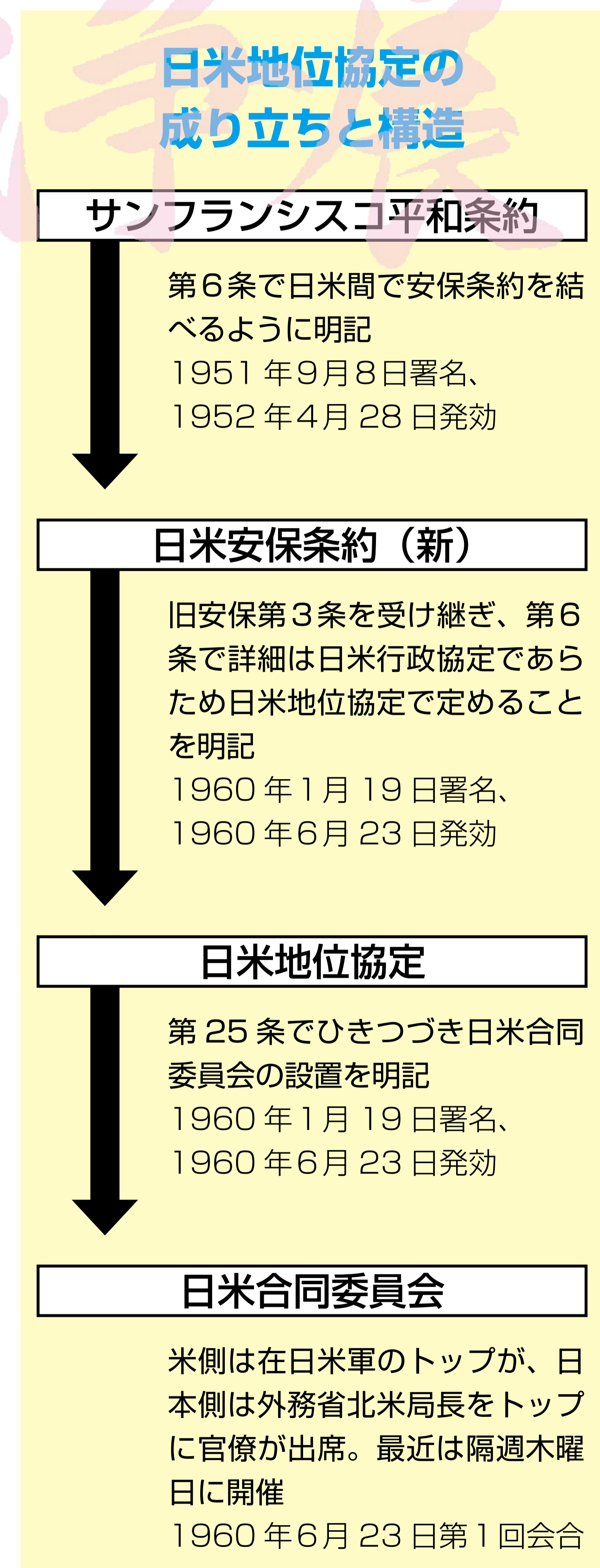
沖縄の故・翁長雄志県知事は生前、「憲法の上に日米地位協定がある。国会の上に日米合同委員会がある」と語りました。日米合同委員会の内容は、「(日米)双方の合意がない限り公表されない」ことになっています。このため、政府首脳、国会議員であっても、米側の了解がない事項については知ることができません。日米安保条約の運用を取り決めた地位協定が、憲法よりも効力を持ち、実務的な機関であるはずの合同委員会での合意が、国会で審議もされずに、日本政府を拘束しているのです。



▲日米合同委員会が開催されるニュー山王ホテル(広尾)

| 日米合同委員会  |  |
|--|--|
| 日本側代表 外務省北米局長<br>代表代理<br>法務省大臣官房長<br>農林水産省経営局長<br>防衛省地方協力局長<br>外務省北米局参事官<br>財務省大臣官房審議官 | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象分科委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 気象庁長官</li> <li>基本労務契約・船員契約紛争処理小委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 法務省大臣官房審議官</li> <li>刑事裁判管轄権分科委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 法務省刑事局公安課長</li> <li>契約調停委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 防衛省地方協力局調達官</li> <li>財務分科委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 財務省大臣官房審議官</li> <li>施設分科委員会<br/>代表 防衛省地方協力局次長 (昭35.6.23)</li> <li>周波数分科委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 総務省総合通信基盤局長</li> <li>出入国分科委員会<br/>代表 法務省大臣官房審議官 (昭35.6.23)</li> <li>調達調整分科委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 経済産業省貿易経済協力局長</li> <li>通信分科委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 総務省総合通信基盤局長</li> <li>民間航空分科委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 国土交通省航空局管制保安部長</li> <li>民事裁判管轄権分科委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 法務省大臣官房審議官</li> <li>労務分科委員会 (昭35.6.23)<br/>代表 防衛省地方協力局労務管理課長</li> <li>航空機騒音対策分科委員会 (昭38.9.19)<br/>代表 防衛省地方協力局地方協力企画課長</li> <li>事故分科委員会 (昭38.1.24)<br/>代表 防衛省地方協力局補償課長</li> <li>電波障害問題に関する特別分科委員会 (昭41.9.1)<br/>代表 防衛省地方協力局地方協力企画課長</li> <li>車両通行分科委員会 (昭47.10.18)<br/>代表 国土交通省道路局長</li> <li>環境分科委員会 (昭51.11.4)<br/>代表 環境省水・大気環境局総務課長</li> <li>環境問題に係る協力に関する特別分科委員会 (平14.11.27)<br/>代表 外務省北米局参事官</li> <li>日米合同委員会合意の見直しに関する特別分科委員会 (昭53.6.29)<br/>代表 外務省北米局日米地位協定室長</li> <li>刑事裁判手続に関する特別専門家委員会 (平7.9.25)<br/>代表 外務省北米局参事官</li> <li>訓練移転分科委員会 (平8.4.1)<br/>代表 防衛省地方協力局地方調整課長</li> <li>事件・事故通報手続に関する特別作業部会 (平9.3.20)<br/>代表 外務省北米局日米地位協定室長</li> <li>事故現場における協力に関する特別分科委員会 (平16.9.14)<br/>代表 外務省北米局参事官</li> <li>在日米軍再編統括部会 (平18.6.29)<br/>代表 外務省北米局日米安全保障条約課長<br/>防衛省防衛政策局日米防衛協力課長</li> </ul> |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>海上演習場部会<br/>議長 水産庁漁政部長</li> <li>建設部会<br/>議長 防衛省地方協力局地方協力企画課長</li> <li>港湾部会<br/>議長 国土交通省港湾局長</li> <li>道路橋梁部会<br/>議長 国土交通省道路局長</li> <li>陸上演習場部会<br/>議長 農林水産省経営局長</li> <li>施設調整部会<br/>議長 防衛省地方協力局地方調整課長</li> <li>施設整備・移設部会<br/>議長 防衛省地方協力局提供施設課長</li> <li>沖縄自動車道建設調整特別作業班<br/>議長 防衛省地方協力局沖縄調整官</li> <li>SACO実施部会<br/>議長 防衛省地方協力局沖縄調整官</li> <li>検疫部会<br/>議長 外務省北米局日米地位協定室補佐</li> </ul>  |

**日米合同委員会の構成**  
36の分科委員会・部会などで構成。日米の比率が6対7で、米側が最終的な決定権を握っています。  
平成24年2月現在 ( )は設置年月日 \*以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。



## 密約製造マシン…日米合同委員会

# Q なぜ、日米地位協定は他国と違うの...?

日米地位協定は、①基地の提供、②基地の管理、③米軍関係者の特権などを定めたものです。前身は日米行政協定と言い、占領軍として駐留していた米軍が、1952年4月28日の独立後も、日本国内の基地を維持しつづけることをねらって結んだ旧日米安保条約の運用について取り決めたものです。1960年の安保改定に伴い、日米地位協

定と名前は変わりましたが、内容はほとんど変わらず、今日まで一度も改定されていません。

同じ敗戦国のドイツやイタリアの地位協定と比べても、特異な内容になっています。

まともな政権交代をすることなく、米国追隨の政治をつづけてきた結果と言えるでしょう。

米軍基地負担に関する提言

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、これまで6回にわたり開催してきました。

研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めました。

その結果、

- ① 日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。
- ② 基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている。
- ③ 全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高い。
- ④ 日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。
- ⑤ 沖縄県例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。

といった、現状や改善すべき課題を確認することができました。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場から、以下の事項について、一層積極的に取り組まれることを提言します。

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な監視を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること  
また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

平成30年7月27日  
全国知事会

日米地位協定の抜本的改正を求めて 全国知事会の提言 (2018年7月27日)

|   | 国内法の適用 | 基地の管理権、立ち入り        | 訓練規制             | 航空機事故          |
|---|--------|--------------------|------------------|----------------|
| 日本<br>   | ×      | 立ち入り権明記なし          | 航空法の特例により規制できず   | 捜査などをする権利を行使せず |
| ドイツ<br>  | ○      | 立ち入り権明記            | 独の承認必要           | 独が現場規制、調査に関与   |
| イタリア<br> | ○      | 伊司令官が常駐し、全区域に立ち入り可 | 伊の承認必要           | 伊検察が証拠品押収      |
| ベルギー<br> | ○      | 自治体の立ち入り権確保        | ベルギー軍より厳しく規制     | (未確認)          |
| 英国<br>   | ○      | 基地占有権は英国、英司令官が常駐   | 英側による飛行禁止措置などを明記 | 英警察が現場規制、捜索    |

## 埼玉県議会における知事の答弁

### ■埼玉県議会における日本共産党の金子まさえ県議の質問に対する上田清司知事の答弁(2018年12月10日)

「米軍の事故があっても日本の係官が事故現場にすら踏み込むことができないということは、まさに異常な状態だ」

### ■埼玉県議会における日本共産党の秋山もえ県議の質問に対する上田清司知事の答弁 (2019年6月24日)

「在日米軍が施設内で事業を行う場合、日米地位協定上国内法令は適用されないが一方で米軍は日本国の法令を尊重する義務を負っている」「ドイツやイタリアなどの地位協定には国内法令の適用や基地への立ち入り権が明記されているなど我が国の地位協定とは大きな違いがある」「私は基地周辺の保全や安全の確保の観点から米軍の基地内に国内法令が適用されないことは問題であると思っている」

### ■埼玉県議会における日本共産党の秋山文和県議の質問に対する大野元裕知事の答弁 (2019年9月30日)

「ドイツやイタリアなどの地位協定には国内法の適用や基地への立ち入り権が明記されているなど我が国の地位協定とは大きな違いがある」

# 政権交代することなく、米国追隨をつづけてきた結果